

貯水槽水道の衛生管理について

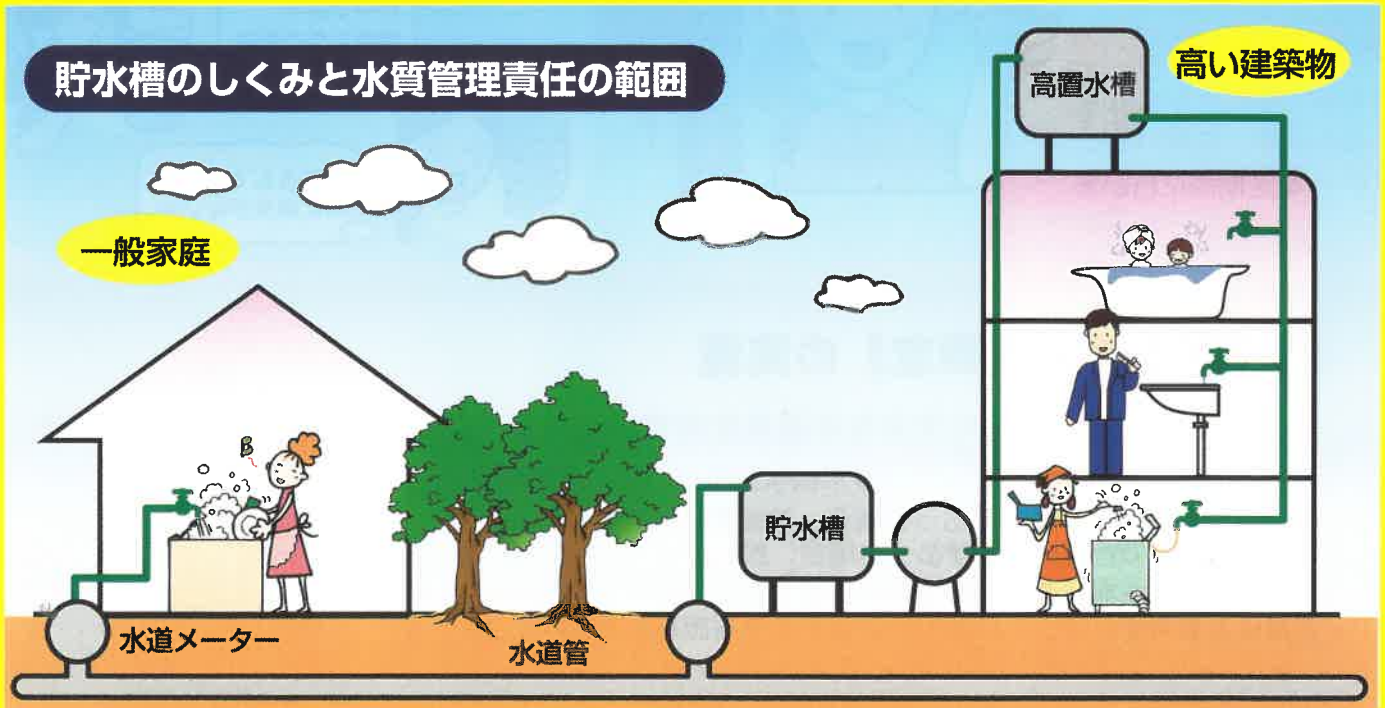
設置者のみなさんへ

ビル・マンション等の貯水槽水道の衛生管理を徹底しましょう。

貯水槽水道（ビル・マンション等に設置されている受水槽の総称）はその設置者（建物の管理者等）に管理責任があります。

簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m³を超えるもの）の設置者は、厚生労働省が定める基準に従い、その水道を管理するとともに、定期的に検査を受けることが義務付けられています。

小規模貯水槽水道（受水槽の有効容量が10m³以下のもの）についても、設置者は簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければならないこととされています。



※貯水槽から先の水質および施設の管理責任は、貯水槽設置者の責任です。

直結式・貯水槽式2つの給水方式

県営水道では、浄水場でつくられた安全でおいしい水をそのままお届けするために、「直結給水の普及・促進」に取り組んでいます。

水道の給水方式には『直結式』と『貯水槽式』があります。両給水方式には、それぞれに長所と留意点がありますので、それぞれの特徴を踏まえたうえで、設置者の方が選択していただくことになります。

	直結式	貯水槽式
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口までの水道水を直接お届けできます。 ・貯水槽の点検・清掃が不要です。 ・貯水槽スペースが不要なため、敷地の有効利用が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害時等に、貯水槽内に残っている水を使用できます。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留機能がないため、事故や災害時等に断水することがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽の定期的な点検や清掃などの維持管理を適正に行う必要があります。

○直結給水方式に興味のあるお客様は、お近くの水道管理事務所または指定給水装置工事業者にご相談ください。

いつでも安心な水を飲むために、定期的な清掃や検査が必要です。



1

貯水槽の清掃

1年に1回以上、
清掃を行いましょう。



2

貯水槽の点検

貯水槽及び周辺を
月1回程度点検し
ましよう。

3

水質検査の実施

給水栓（蛇口）から出る
水の色・味・においなど
の検査を定期的に行いま
しょう



簡単に
できる
水質検査



『貯水槽点検調査』の実施

県営水道では、お客様に安全な水道水をお使いいただくために、貯水槽水道について点検調査を実施しています。

- ・貯水槽水道の管理に不備があった場合、設置者に対する指導・助言
- ・年度毎に地区別に巡回します。
- ・調査は事前にお客さまに通知を行った上で実施します。
- ・費用は無料です。

貯水槽水道に関するお問い合わせ先

長野市保健所

長野市若里6-6-1
Tel.026-226-9970
担当地区/長野市

上田市役所生活環境課

上田市大手一丁目11-16
Tel.0268-23-5120
担当地区/上田市

千曲市役所上下水道課

千曲市大字杭瀬下84
Tel.026-273-1111
担当地区/千曲市

長野地域振興局 環境課

長野市中御所98-1
Tel.026-234-9590
担当地区/坂城町

川中島水道管理事務所

長野市川中島町四ツ屋100 Tel.026-284-1700
担当地区/長野市、千曲市（更埴地区）

上田水道管理事務所

上田市諏訪形613 Tel.0268-22-2110
担当地区/上田市、坂城町、千曲市（戸倉・上山田地区）

施設の変更や廃止をおこなう場合には、上記の窓口へお問い合わせください。

長野県企業局 水道事業課

長野市大字南長野字幅下692-2 Tel. 026-235-7381

E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp